

平成 25 年 2 月
(改訂 平成 26 年 3 月)
(改訂 平成 27 年 4 月)
総務省

新規研究開発課題における試行的取組みについて

我が国や世界が直面する課題を解決するとともに、科学技術を着実に振興していくための新たな科学技術イノベーション政策の一環として、平成 24 年 12 月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改訂が行われました。

これにより、研究開発評価の改善のため、「研究開発の推進からその成果の利用、活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標を設定し、その達成状況を的確に把握すること等による評価システムの充実を図る」こととされました。

総務省においては、研究開発の成果をイノベーション創出実現につなげることを目指した本格的な取組みを展開するため、平成 25 年度新規研究開発課題より、下記の試行的な取組みを導入することとしました。

記

1. 試行的取組みの概要

①基本計画書（別紙 1）

基本計画書において、施策により達成される政策目標をアウトカム目標として明記するとともに、アウトカム目標の達成に向けた取組みの提案を要求します。

②新規研究開発課題に係る採択評価基準のポイント（別紙 3）

別紙 3「新規研究開発課題に係る採択評価基準のポイント」において、「①研究開発成果」について、新たな評価ポイントとして「アウトカム目標の達成に向けた取組みの具体性」を追加するとともに、採択評価における重点評価項目として位置づけることとしました。

また、契約後に行われる継続評価、終了評価、追跡評価においても、アウトカム目標の達成に向けた取組みの進捗状況等について評価の観点として設定し、評価を行う予定としています。

③提案書

新規研究開発課題の公募に対する提案書においては、①の通り、アウトカム目標の達成に向けた取組みの提案を求めます。このため、事業化に至るまでの実効的な取組計画（標準化活動、体制、資金等）等について具体的に記述（様式 2）することが必要となります。特にアウトカム目標の達成に向けた取組みを推進する体制として、「ビジネスプロデューサ」等（2. を参照）の配置を定めることとしました。

2. 「ビジネスプロデューサ」等

(1) 「ビジネスプロデューサ」について

「ビジネスプロデューサ」は、提案されるアウトカム目標の達成に向けた取組みについて、その実施の際の進捗管理等も含め、総括し、責任を負う者のことであり、研究機関内に 1 名配置し、基本的に以下の業務を実施します。なお、ビジネスプロデューサの業務の一部については研究機関より、専門性を有する機関に対して外注を行う

ことができます。

①研究開発の成果の想定ユーザへのヒアリング等の市場動向調査（潜在的な市場発掘の可能性検討を含む）、技術動向調査（類似技術との優劣比較の分析や有望な既存技術の調査を含む）、研究開発の成果に関する国際標準化獲得に向けた戦略の立案及び知的財産権に関する戦略の立案などを行う。また、これらを踏まえ、研究責任者に対して研究開発計画の改善案を提示する。（研究責任者は、研究開発計画の変更の是非について検討を行う。）なお、改善案の内容及び研究開発計画の変更内容については、総務省が実施する継続評価等における評価対象となる予定である。

また、研究開発の成果の更なる利活用を促進するため、研究機関以外の事業者等における利活用の可能性に関する調査検討を行う。

②研究開発実施期間中及び終了後において、総務省の要請に応じ、継続評価、終了評価、追跡評価において、アウトカム目標の達成に向けた取組みの進捗状況についての説明資料の作成等を行う。

(2) 「総合ビジネスプロデューサ」について

共同研究の場合においては、研究機関ごとにビジネスプロデューサを1名ずつ配置するとともに、各ビジネスプロデューサは相互に連携しつつ業務にあたります。連携にあたっては、研究機関間を調整し、研究開発全般にわたりアウトカム目標の達成に向けた取組みの進捗状況について総括する「総合ビジネスプロデューサ」を置くことを求めます。各研究機関は、共同研究を行う研究機関を横断した総合的な検討を効率的に行うため、研究機関間の調整業務及び必要に応じてビジネスプロデューサの業務の一部を、各研究機関より専門性を有する機関に外注することで、当該機関を「総合ビジネスプロデューサ」とすることなどが望まれます。なお、総合ビジネスプロデューサを外注により配置しない場合には、各研究機関のビジネスプロデューサのうち1名を「総合ビジネスプロデューサ」とすることが想定されます。

(3) 体制

アウトカム目標の達成に向けた取組みを効果的に実施するため、次のような体制を構築し、その内容を提案書に具体的に記述してください（様式 5a）。なお、総合ビジネスプロデューサを外注によって設置しない場合には、専門性を有する機関へ外注を行わないことが優位である理由を提案書に記述してください。

(共同研究の場合の体制の例)

代表研究責任者：〇〇 〇〇 (A社)

└ ××に関する研究開発 (研究責任者：〇〇 〇〇 (A社))
└ △△に関する研究開発 (研究責任者：〇〇 〇〇 (B社))

ビジネスプロデューサ：〇〇 〇〇 (A社) }
ビジネスプロデューサ：〇〇 〇〇 (B社) } 総合ビジネスプロデューサ：
〇〇 〇〇 (X社：専門性を
有する機関)

(4) その他

この他、提案書においては独自性のある実効的な取組みの積極的な提案が期待されます。また、ビジネスプロデューサの導入等は試行的な取組みであることから、今後の改善に向けて総務省から実施状況等の報告を求めることがあります。

4. 本試行的な取組みに係る業務に関する経費の取扱い

本試行的な取組みに係る業務に関する経費については、研究開発の実施計画に記述することで、ビジネスプロデューサの業務の一部を外注（総合ビジネスプロデューサへの業務の外注を含む）する場合に限り、別紙2の「IV-1 外注費」として計上¹することができます。その上限については、提案額の5%を目処とします。ただし、5%を越えることが見込まれる場合には事前に各課題の担当課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

総務省情報通信国際戦略局技術政策課

担当：篠澤補佐、児玉技術係長

電話：(直通) 03-5253-5727

(FAX) 03-5253-5732

(E-mail) ict-rd_atmark_ml.soumu.go.jp

(スパムメール防止のため「@」を「_atmark_」に換えて表記しています。)

¹ 業務を外注する場合、研究開発終了時等に額の確定を行う際には、その請負業務の必要性及び金額の妥当性について確認等を行います。提案書作成時においては、その点に留意する必要があります。